

ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合 共同声明

このたび、総務省は国地方係争処理委員会の勧告を受けて行った検討の結果について、指定しないとする判断を維持することを、泉佐野市に通知した。

ふるさと納税指定制度は、ふるさと納税制度の本来の趣旨に照らして、制度が健全かつ公平に運用されることを企図したものであり、今回の判断は、ふるさと納税制度を今後も維持・発展させていくためのものと理解している。

ふるさと納税は、寄付者にとって、自らの意思で納税先や使い道を選ぶことができる制度であるとともに、地域間の協力関係を理解する都市の寛容と地方の感謝に支えられる、これまでにない連帯の税制である。

我々は、これまでも、寄付金を活用し地域活性化につなげた優良事例の表彰やシンポジウムの開催、「ふるさと納税月間」の創設や共同宣言など、制度本来の理念や趣旨を広めるため、様々な活動を実践してきた。

今後も、ふるさと納税制度本来の趣旨を広く伝え、利用のすそ野がさらに拡大するよう、国民運動を展開していく。

令和元年10月9日

ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合 参加自治体
 (令和元年10月9日時点)

北海道	根室市、沼田町、東川町、増毛町、遠別町、 <u>上士幌町</u> 、足寄町
青森県	深浦町、三戸町
岩手県	岩手県
秋田県	湯沢市、八峰町
山形県	山形県、山形市、米沢市、酒田市、天童市、舟形町
茨城県	古河市、北茨城市、守谷市、 <u>境町</u>
群馬県	中之条町
千葉県	富津市
石川県	輪島市
福井県	福井県、福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
山梨県	甲州市、富士川町
長野県	白馬村
岐阜県	岐阜県、中津川市、郡上市、山県市、笠松町
静岡県	西伊豆町
滋賀県	<u>近江八幡市</u>
京都府	京都府
兵庫県	兵庫県、淡路市
和歌山县	有田市、北山村
鳥取県	鳥取県、琴浦町
島根県	島根県
岡山县	笠岡市、吉備中央町
徳島県	鳴門市
高知県	高知県、越知町、四万十町
長崎県	大村市、 <u>平戸市</u>
熊本県	錦町
大分県	佐伯市
宮崎県	綾町、新富町
鹿児島県	大崎町

計 72自治体（9府県、30市、31町、2村）
 (下線は首長が共同代表の自治体)